

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

取引先の皆様と共にCSR/BCP活動へ積極的に取組み、持続可能なサプライチェーンの構築を進めます。また、情報共有やVE/VA等の協働により、相互の価値創出に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

電子情報技術産業協会(JEITA)の「情報通信機器産業における型管理適正化のための指針－正しい金型管理のあり方－」に基づき、不要な金型の廃棄や引き取りを促進するとともに、量産終了後の金型については、下請事業者との間で寄託契約を締結し、必要な保管費用の支払いを進めます。

③手形などの支払条件

下請代金は「毎月月末締切り、翌月20日全額銀行振込」でお支払いします。

④知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

取引先の皆様を対象に、「パートナー・ホットライン」を設け、当社社員の業務に関連する法令違反や不適切な行為、またはそのおそれのある事実を発見した場合、通常の業務とは別個の独立したルートで弊社に通報することができるようにしております。これによって、より多面的なご指摘を賜り、より信頼のある取引関係を構築させて頂くことを通じて、社会的責任を果たして参る所存です。

2020年10月19日

富士電機株式会社

代表取締役社長 北澤 通宏